

建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書に法人番号の記入が義務付けられます

1. 法人番号記入欄の追加について

平成28年11月1日施行の建設業法施行規則の改正により、同日以降に建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書を提出される法人の方は、申請・届出様式に法人番号を記入していただくことになりました。

※法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定・通知された13桁の番号のことです。全ての法人番号は、国税庁のHPにおいて検索することができます。

「法人番号公表サイト（国税庁HP）」(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

これに伴い、平成28年11月1日以降、以下の4つの様式が変更されますのでご注意ください。

- ①建設業許可申請書（様式第一号）
- ②変更届出書（様式第二十二号の二）
- ③変更届出書（別紙8：事業年度終了用のもの）
- ④経営事項審査申請書（様式第二十五号の十一）

2. 確認資料について

申請・届出書類に記入された法人番号に誤りがないか確認するため、平成28年11月1日以降に初めて建設業許可申請書、変更届出書のいずれかを提出される方は、当該法人番号が記載されている以下のいずれかを1部ご提出ください。

- ・国税庁より送付された「法人番号指定通知書」の写し（平成27年10月～11月に送付済）
- ・上記「法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの

※一度法人番号が記入された書類を提出された方については、次回以降、提出済みの書類にて法人番号の確認をしますので、確認資料は不要です。

3. 経営事項審査を受けられる方へ

経営事項審査においても、法人番号を記入するよう経営事項審査申請書（様式第二十五号の十一）が変更されます。平成28年11月1日以降に経営事項審査を受けられる方で、平成28年10月以前に変更届出書（事業年度終了届出書）を提出された場合、まだ法人番号に誤りがないか一度も確認していないことから、経営事項審査申請時に、上記2の確認資料をお持ちください。

※個人事業主の方は、法人番号の記入や確認資料の持参は、全て必要ありません。

●問い合わせ先

三重県県土整備部建設業課建設業班

TEL 059-224-2660 FAX 059-224-3290